



「木造住宅耐震診断支援事業」の事業対象区域を 県内全域に拡大します。

県では、近い将来に起こると予想されている大規模地震による住宅被害を減ずるため、市町村が木造住宅の所有者の求めに応じ耐震診断士の派遣に要する経費を助成する「木造住宅耐震診断支援事業」の事業対象区域を県内全域に拡大することになりました。

【事業対象区域を県内全域に拡大する理由】

- ① 日本海溝・千島海溝特措法の防災対策推進地域設定の前提となる国の想定震度分布においては、これまでの事業対象区域以外に、新たに県北地域の10市町村が震度5強以上になり、それ以外の市町村でも、震度5弱となっていること(右図)
- ② 国の中央防災会議において「今後10年間で住宅の耐震化率を90%」とする住宅耐震化目標が決定され、県においても相当強力な住宅の耐震対策が必要なこと。
県の木造住宅耐震化率:H17(約55%)→H26(約75%)(トレンドベース)
- ③ 市長会、連合いわてからの要望等に、地域拡大の要望があること。
- ④ 拡大しようとする地域にも260名の耐震診断士が存在し、県内全域において耐震診断を進める事業環境が整備されていること

